

★★ すべての事業者に関わる改正です ★★

改正電子帳簿保存法

～これからの経理がどう変わるか～

岡崎商工会議所 中小企業相談所

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行 ただし、令和5年12月31日まで経過措置）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。

また、電子取引については印刷したものの保存は認められずデータでの保存が義務化されます。これは、ウェブでの注文やメールでの請求書の受領等を行うすべての事業者に影響するものです。今回、義務施行までにすべきことや経理の実務上の注意点をわかりやすく説明いたします。

- 日 時 : ①令和4年10月6日（木）午前10時～12時
 ②令和4年11月2日（水）午後1時30分～15時30分
 ③令和4年12月1日（木）午後1時30分～15時30分

- 内 容 : 1) 電子帳簿保存の義務施行までにすべきこと
 2) 会計システムを導入する場合のメリット、デメリット
 3) 会計システムを導入しない場合の保存方法と留意点
 4) TO DOチェック表で確認

会 場 : 岡崎商工会議所 2F 中ホール

参 加 料 : 無 料 (定員40名)

講 師 : 税理士法人アドバンス 税理士 野々山 育成 氏

申 込 み : 申込書にご記入のうえFAXまたはメールにてお申込み下さい。

問 合 先 : 岡崎商工会議所 中小企業相談所 担当：今泉、神谷貴、井波

TEL:0564-53-6164 FAX:0564-53-0101

e-mail: jizokuka@okazakicci.or.jp

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入館いただく際に検温とマスクの着用等をお願いいたします。また、咳や熱等の症状のある方はご来所を控えていただきますようお願いいたします。

岡崎商工会議所 中小企業相談所 行 (FAX 0564-53-0101)

電子帳簿保存法改正 講習会 参加申込書

①10/6 (木)	②11/2 (水)	③12/1 (木)

※希望日時に○を記入ください

事業所名

参加者氏名

業種

従業員数(役員・パート・アルバイトを除く)

名

TEL /

FAX /

E-mail/

*ご記入いただいた情報は、岡崎商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講師には参加者名簿として配付します。